

令和6年度 青森県立十和田工業高等学校 学校経営方針

令和6年4月3日

1 方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代に主体的に切り拓く生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

2 校訓

不撓 探究 至誠 明朗

3 教育目標

自ら主体的に学び、郷土を愛し、勤労を尊び、心豊かで未来を切り拓く調和のとれた産業人を育成する。

4 重点目標

- (1) 地域から信頼され、郷土及び日本の未来を担う人材育成の学校づくりに努める。
- (2) 学習・部活動・学校行事等の教育活動において、きめ細かい指導を実践し、生徒と教職員の豊かな人間関係を基本に捉えて、社会の変化に即応できる資質と体力の向上に努める。
- (3) 生徒や保護者、地域社会から信頼される教職員で、自ら学び続ける姿勢を持ち、社会の変化に対応する教職員を目指す。

5 目標達成の具体施策

(1) 授業の充実

一人一人の生徒が、各教科及び総合的な探究の時間等において、主体的・対話的で深い学びを通して、確かな学力を身に付けることができるよう、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

- ア 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備
- イ 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得に向けた教材の工夫と教材研究の深化
- ウ 個に応じた学習過程と評価を重視した指導の工夫
- エ 各教科・学科の特質に応じた体験学習や問題解決的な学習を重視した指導の工夫
- オ 学校図書室やICTなどを活用した生徒の学びを支援する学習環境の充実

(2) 道德教育の充実

一人一人の生徒が、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて、道德性の育成に努める。

- ア 道德教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実
- イ 道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫
- ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実
- エ 各教科の学習状況及び道德性に係る成長の様子の継続的な把握と評価を生かした指導の工夫

(3) 特別活動の充実

一人一人の生徒が、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよ

く築いていくことができるよう、必要な資質、能力自主的、実践的な態度の育成に努める。

- ア 自主的な態度を育てるホームルーム活動の工夫
- イ 自治的な意識を高める生徒会活動の工夫
- ウ 生徒の個性の伸長を図り、触れ合いを深める部活動の工夫
- エ 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

(4) 体育、健康教育の充実

一人一人の生徒が、生涯にわたり自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

- ア 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実
- イ 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実
- ウ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実
- エ 安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導の充実

(5) 生徒指導の充実

一人一人の生徒が、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調とした指導を行うとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

- ア 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実
- イ 生徒指導の機能を生かした学年・ホームルーム経営の充実
- ウ 生徒理解に基づいた教育相談の充実
- エ 生徒が主体となるいじめ防止活動の推進

(6) キャリア教育の充実

一人一人の生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質、能力の育成に努める。

- ア キャリア教育指導体制の整備・充実
- イ 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
- ウ 生徒の発達段階に応じた勤労観・職業観の育成

(7) 特別支援教育の充実

発達障害を含む障害のある生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、そのもてる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

- ア 校内支援体制の整備・充実
- イ 個別の指導計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
- ウ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
- エ 交流及び共同学習による相互理解の促進

(8) 環境教育の推進

一人一人の生徒が、環境と人間とのかかわりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

- ア 教科等間の連携を踏まえた指導の工夫
- イ 地域の環境の実態に即した指導の工夫

ウ 環境にかかわる体験活動の推進

(9) P T A活動の推進

学校教育目標が達成できるように保護者と教職員が連携して、教育活動を行う。

- ア 地区 P T A の活性化
- イ 生徒指導活動の推進
- ウ 学校行事の推進
- エ 研修会の推進

(10) 国際化に対応する教育の推進

一人一人の生徒が、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

- ア 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- イ 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
- ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

(11) 情報化に対応する教育の推進

一人一人の生徒が、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

- ア 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- イ 学習指導における ICT 等の適切な活用の推進
- ウ 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
- エ 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

(12) 研修の充実

教職等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の推進に努める。

- ア 教員等の資質の向上に関する指導を踏まえた研修の推進
- イ 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・研修
- ウ 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実
- エ 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
- オ 家庭や地域社会と連携した特色ある教育活動の研究・推進

(13) 教職員の職務の遂行と人材育成制度の実施

- ア 職員の服務規律の遵守
- イ 教職員の資質向上、学校組織の活性化
- ウ 事務処理方法の把握と適切な遂行

令和6年度 学校経営・運営方針（情報共有）

青森県立十和田工業高等学校

青森県教育委員会「令和6年度 学校教育指導の方針と重点」に基づき、「令和6年度 青森県立十和田工業高等学校 学校経営方針」を定める。

「十和田工業高等学校グランドデザイン」に基づき、本校の存在意義や期待されている社会的役割、目指すべき学校像を示した学校の中長期的な計画（スクール・ミッション）や、本校への入学（入口）から卒業（出口）までの教育活動の指針（スクール・ポリシー）に準拠し、生徒の学習活動の充実と未来を担う人材を育成する。（ <https://www.towada-th.asn.ed.jp/wysiwyg/file/download/1/985> ）

< 育てたい生徒像：グラデュエーション・ポリシー >

○社会で求められる資質・能力を理解し、社会や地域に貢献しようと自ら主体的に学び行動し続ける生徒。

○確かな専門知識・技術と実行力を兼ね備え、健全で持続的な社会の発展に寄与できる生徒。

○確かな職業観や倫理観と、社会の変化に即応できる柔軟性や責任感を兼ね備え、お互いを認め合う豊かな心を持った生徒。

< 学びの内容・方法：カリキュラム・ポリシー >

○土台づくり：

●学ぶ意欲を高める授業 ●学び直し等を含めた個別指導 ●教育課程編成により基礎学力の定着を目指した質の高い学習 を実施します。

○ものづくり：

専門分野の充実した学習を目指し、検定・資格取得 ●郷土に根ざした教科横断的な課題研究 ●協働学習 を推進します。

○人づくり

自己を見つめ、多様な価値感を育成するために、 ●キャリア教育の推進 ●学業と部活動等の両立の推奨 ●ものづくり交流の実施 を行います。

《 お願い 》

- (1) 授業第一、分かる授業の実践。
- (2) 生徒理解と、生徒に寄り添った指導。
- (3) コーチングの活用。

コーチ（Coach）：馬車 →大切な人を、その人が望むところまで送り届ける。

- ① 例示…「聴く」、「質問する」、「伝える」 →「相手が言った言葉を繰り返す」、「なるほど」、「そうか」、「私は……だと思う」
- ②人間関係…「信じる」、「認める」、「任せる」 →みんなの前で褒める、認める。自己有用感を高める。
- ③スタンス…「人は皆無限の可能性を持っている」、「必要とする答は相手の中にある」、「答に気づくためにはパートナーが必要」

- (4) いじめを許さない。事件・事故の予防。小さな変化を見逃さないために、生徒理解に基づいた対応。

- (5) 運営指針の 3つの柱

- ◇ 「皆が、安心して集える学校」を目指す ！
- ◇ 「生徒が、志をもって集える学校」を目指す ！
- ◇ 「教職員が、やりがいをもって集える学校」を目指す ！